

製材工場新設等事前調査支援事業費補助金交付要綱

令和3年5月28日付け林第226号

(趣旨)

第1条 県が交付する製材工場新設等事前調査支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、補助金交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の目的等)

第2条 規則第3条により補助金の目的、交付の対象である事業の内容、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金交付の目的

県内に製材工場の新設・規模拡大を検討する企業等が自ら実施する事前調査に要する経費を支援することにより、製材工場の新設・規模拡大に向けた取組を円滑に進める。

(2) 事業区分及び対象経費

ア 原木生産・流通等の事前調査

原木生産、原木市場、原木流通の動向など原木確保に資する調査の実施に要する経費

イ 木材製品生産・流通等の事前調査

木材製品の生産、製品市場、製品流通の動向など木材製品の販路確保に資する調査の実施に要する経費

ウ 立地候補地の事前調査

立地調査、用地調査など立地候補地の選定に資する調査の実施に要する経費

エ 上記アからウ以外の事前調査

上記アからウ以外に必要な調査の実施に要する経費

(3) 補助事業の実施方法

事業実施主体は、県内に製材工場の新設・規模拡大を検討する企業等とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(4) 事業区分及び補助率

事業区分及び補助率は、別表1に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3条 事業実施主体が、規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)

に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の変更承認申請)

第4条 規則第9条第1項の規定により、知事の承認を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、別表1の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第5条 事業実施主体は、補助金交付決定に係る年度の事業が完了したときは、規則第10条の規定により、実績報告書(様式第3号)を、当該補助事業の完了日から起算して1ヶ月を経過した日、又は補助金交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定)

第6条 知事は、第3条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入れ控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第7条 事業実施主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業完了の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

附則 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

別表 1

事業区分	事業実施主体	補助率	重要な変更
ア 原木生産・流通等の事前調査	県内に製材工場の新設・規模拡大を検討する企業等	定額（2,500千円以内）	補助金総額の増、又は3割を超える減
イ 木材製品生産・流通等の事前調査			
ウ 立地候補地の事前調査			
エ 上記アからウ以外の事前調査			

島根県知事

様

(申請者)
住 所
事業実施主体
代 表 者 名

令和 年度製材工場新設等事前調査支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業内容及び経費の配分

事業区分	数量	事業費	補助事業に 要する経費 a+b	負担区分(円)		備考
				県補助金 a	その他 b	
						※別紙、事業計画書 のとおり
計						

3. 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4. 収支予算

(1) 収入

事業区分	予算額(円)			備考
	県補助金	その他	計	
計				

(2) 支出

事業区分	予算額(円)			経費算出の基礎
	県補助金	その他	計	
				※別紙、事業計画書 のとおり
計				

島根県知事

様

(申請者)

住 所
事業実施主体
代表者名

令和 年度製材工場新設等事前調査支援事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

1. 変更理由及び変更内容

2. 事業内容及び経費の配分

事業区分	数量	事業費	補助事業に 要する経費 a+b	負担区分(円)		備考
				県補助金 a	その他 b	
						※別紙、変更計画書 のとおり
計						

3. 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4. 収支予算

(1) 収入

事業区分	予算額(円)			備考
	県補助金	その他	計	
計				

(2) 支出

事業区分	予算額(円)			経費算出の基礎
	県補助金	その他	計	
				※別紙、変更計画書 のとおり
計				

注) 1 補助金の額が増額する場合、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。
2 変更内容を比較対照できるように様式中の変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

島根県知事

様

(申請者)
住 所
事業実施主体
代 表 者 名

令和 年度製材工場新設等事前調査支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったこの事業について、下記
のとおり実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1. 事業の概要

別紙事業実績書のとおり

2. 事業成績

事業区分	数量	事業費	補助事業に 要する経費 a+b	負担区分(円)		備考
				県補助金 a	その他 b	
						※別紙、実績書のとおり
計						

3. 事業完了年月日

令和 年 月 日

4. 収支精算

(1) 収入

事業区分	精算額(円)			備考
	県補助金	その他	計	
計				

(2) 支出

事業区分	精算額(円)			経費算出の基礎
	県補助金	その他	計	
				※別紙、実績書のとおり
計				

島根県知事

様

(申請者)

住 所

事業実施主体

代 表 者 名

令和 年度製材工場新設等事前調査支援事業費補助金
仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1. 補助金交付規則第11条に基づく確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2. 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した
仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還額(3-2) | 金 | 円 |

(注)3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。